

健康経営埼玉推進協議会運営規定

(定義)

第1条 本規定において、「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味する。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

(目的)

第2条 健康経営埼玉推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、埼玉県内の企業における従業員の健康に配慮した経営を促進するために、健康経営を普及推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業について協議を行い、また実施するものとする。

- (1) 健康経営の普及推進。
- (2) 健康経営に取り組む事業所への支援。
- (3) 健康経営の普及推進に協力していただける民間の事業者（以下「協力事業者」という。）との協力連携。ただし、特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような事業は行わない。
- (4) 推進協議会構成団体および協力事業者の共通認識を得るための勉強会等の開催。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

(決議事項)

第4条 推進協議会は、次の事業について協議を行い、決議するものとする。

- (1) 推進協議会の委員の決定に関すること。
- (2) 推進協議会への参画の承認に関すること。
- (3) 協力事業者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第5条 推進協議会は、次に掲げる者により構成する。各構成団体は別紙1のとおりとし、各構成団体から2名以内の委員を登録するものとする。

- (1) 公的機関等
- (2) 保険者

(委員の任期)

第6条 推進協議会の委員の任期は2年とする。ただし、任期の満了の1か月前までに、

事務局に委員変更の申し出がない場合は、さらに2年延長されるものとし、その後も同様とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の選任)

第7条 推進協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。この場合、副会長を複数選任するときは、その職務を代理する順序を定めるものとする。

(会議)

第8条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長が会議を欠席の場合は、前条第3項の規定に基づき、副会長を議長とする。

(議事)

第9条 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 推進協議会の議事は、委員のうち会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理人による議決権)

第10条 委員は、代理人を持って推進協議会の議事につき議決権を行うことができる。ただし、その委員たる構成団体の代表者又はその職員でなければ、代理人になることができない。

2 代理人は、2以上の委員を代理することができない。

3 代理人は、代理人選任届(別紙2)を事前に推進協議会事務局に提出しなければならない。

(費用の負担)

第11条 推進協議会の運営等に関する経費については、事務局が負担する。ただし、個別の費用の負担方法について、委員間の協議により別に定めることができるものとする。

(事務局)

第12条 全国健康保険協会埼玉支部内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員間において協議のうえ定める。

(守秘義務)

第13条 推進協議会の委員は、推進協議会の事業により知り得た秘密事項については、その一切について守秘義務がある。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限り

ではない。

- 2 推進協議会の委員は、推進協議会の事業により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第14条 この運営規定に定めるもののほか、推進協議会の運営に関する事項については、委員間において協議のうえ定める。

附則

この運営規定は平成30年9月4日から施行する。

附則

この運営規定は平成31年3月19日から施行する。

附則

この運営規定は令和4年6月3日から施行する。

附則

この運営規定は令和4年7月7日から施行する。

別紙1（第5条関係）

協議会の構成

（1）公的機関等

名 称
埼玉労働局
埼玉県
さいたま市

（2）保険者

名 称
全国健康保険協会埼玉支部
健康保険組合連合会埼玉連合会

別紙2（第10条第3項関係）

代理人選任届

年 月 日

健康経営埼玉推進協議会長様

(団体名)

(所在地)

(委員氏名)

(印)

私は、下記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

代理人 (団体名)

(所在地)

(所 属)

(役 職)

(氏 名)

印

委任事項

健康経営埼玉推進協議会の議事に係る権限

以上

別紙3

健康経営埼玉推進協議会参画申出書

年 月 日

(所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

種 別	1.公的機関等 2.保険者		
フ リ ガ ナ			
団 体 名			
所 在 地			
電 話 番 号	()	FAX	()
代 表 者 役 職			
代 表 者 氏 名			
担 当 部 署			
担 当 者 役 職・氏 名			
担当者連絡先			
メールアドレス			
備 考			

確認項目

- 健康経営の普及推進に取組む団体等であること。
- 営利を目的とせず、かつ一部の企業等のみを対象とした団体等ではなく、公共性の高い団体等であること。
- 特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような連携は行わないこと。

別紙4

諸変更届

年 月 日

健康経営埼玉推進協議会長 様

(所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

下記のとおり、諸変更を届け出ます。

記

変更項目	旧	新

以上

別紙 5

健康経営埼玉推進協議会 委員変更届

年 月 日

健康経営埼玉推進協議会長 様

(所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

下記のとおり、委員の変更を届け出ます。

記

(変更前)

役職名	氏名

(変更後)

役職名	氏名

変更年月日

以上